

産業建設委員協議会記録	
開会年月日	平成24年6月7日
開会時刻	午前10時00分
閉会時刻	午前10時56分
出席委員名	◎広耕太郎　○岡田善行　辻　孝記　山根隆司
	品川幸久　小山　敏　工村一三　山本正一
	世古口新吾
	西山則夫　議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中野　諭
協議案件	倉田山公園整備の基本設計（案）について
	行革実施計画の進捗状況について
	一級河川宮川の改修その後の経過について（報告案件）
	伊勢フットボールヴィレッジについて（報告案件）
説明員	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事
	都市計画課長、維持課長、危機管理課長
	生涯学習・スポーツ課長　その他関係参与

☆協議経過並びに概要

広委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、協議案件として「倉田山公園整備の基本設計（案）について」「行革実施計画の進捗状況について」の２件、そして、報告案件としまして、「一級河川宮川の改修その後の経過について」「伊勢フットボールヴィレッジについて」の２件の合計４件を順次協議題として、各担当から説明を受け、若干の質疑等を行った後、協議会を閉会した。

（開会 午前９時 59分）

◎広委員長

早朝から御参集ありがとうございます。

ただいまから、産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立をしております。

それでは、会議に入ります。

本日、御協議願います案件は、協議案件としまして「倉田山公園整備の基本設計（案）について」、「行革実施計画の進捗状況について」そして、報告案件としまして「一級河川宮川の改修その後の経過について」、「伊勢フットボールヴィレッジについて」、あわせて４件でございます。

【倉田山公園整備の基本設計（案）について】

◎広委員長

それでは、初めに、「倉田山公園整備の基本設計（案）について」を御協議願います。
都市整備部長。

●宮田都市整備部長

改めまして、おはようございます。

本日は、大変御多忙のところ、産業建設委員協議会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、先ほど委員長さんから御案内のありましたとおり、協議案件といたしまして、「倉田山公園整備の基本設計（案）について」及び「行革実施計画の進捗状況について」の２件と、報告案件といたしまして、「一級河川宮川の改修その後の経過について」と「伊勢フットボールヴィレッジについて」の２件、合計４件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎広委員長

都市計画課長。

●森田都市計画課長

それでは、「倉田山公園整備の基本設計(案)」について御説明申し上げます。

倉田山公園整備の基本設計(案)につきましては、公園内の測量を行いました結果に基づき、おおむね設計内容がまとまりましたことから、その内容について各ゾーンに分けて御説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料1-1を御覧ください。

はじめに、「1 事業概要」でございます。

本事業は、社会資本整備総合交付金事業として平成24年度から平成27年度にかけて事業を計画しており、補助対象事業の交付率は2分の1でございます。

次に、「2 主な事業内容」でございます

資料1-2、「倉田山公園基本設計図(案)」とあわせて御覧ください。

まず、Aゾーンでございます。Dゾーンにありましたサブグラウンドの機能をこのゾーンに移設し、多目的広場及び駐車場を整備するものです。主な整備内容は、①から⑤を御覧ください。①の多目的広場は、野球の練習場やグラウンドゴルフなどに御利用いただけるよう整備をしますが、この広場を駐車場として利用する場合は、普通車で185台の駐車ができるものと見込んでおります。

次に、②の多目的広場周辺施設整備としましては、さく、防球ネット、擁壁、雨水排水施設など、③の休養・修景施設整備は、園路、ベンチ、植栽など、④の駐車場整備は、常時御利用いただける駐車場として駐車台数135台を整備しようと考えています。

⑤の擁壁整備は、法面植栽をできるだけ行いながら、Aゾーンの有効面積を増加するために施行しようと考えています。このゾーンは、平常時は多目的広場及び駐車場とし、災害時は防災関連機関活動拠点を想定しています。

次に、Bゾーンは、一時避難所として利用できるよう耐震構造となるように倉田山公園野球場を改築し、平常時は野球場として利用し、災害時は一時避難所を想定しています。

次に、Cゾーンでございます。

平常時は公園利用者用の駐車場とし、災害時は防災関連機関活動拠点とできるよう国道23号からの進入道路とあわせて整備するものでございます。

主な整備内容ですが、①の駐車場整備は、駐車台数91台を見込んでおります。

②の休養・修景施設整備は、園路、ベンチ、植栽など、③の進入道路整備は、国道23号からの出入口としての道路を整備します。この道路の現時点での設計は、公園利用者が多いときにでも緊急車両が国道に出やすいように右折レーンをゼブラとしています。今後、警察や道路管理者などと協議を進めていく中で変更となる可能性はございます。

また、このゾーンにつきましては、外周の園路につきまして御意見をいただいていたと

ところでございます。測量に基づきまして、Cゾーンの園路の設計を行いましたところ、外周に設置します園路につきましては、国道23号から入った進入道路との接点、及び駐車場部分の2カ所で高さをあわせることができましたことから、緊急時には車両が進入できるようにしております。平常時は、車止めなどにより歩車道分離をしようと考えています。

次に、Dゾーンでございます。

防災センターを建設し、災害時は市の第2指令塔として災害活動拠点となるよう整備をするものです。

主な整備内容としまして、①の防災センターは、防災体験学習施設や物資備蓄倉庫などとし、②の駐車場整備は、駐車台数38台を見込んでいます。

その他のゾーンとしましては、資料1-2、倉田山公園基本設計図(案)の中に①と図示させていただきましたところの既設駐車場の舗装整備と、②と表示させていただきましたところの駐車場新設整備を考えています。それぞれの駐車台数は、①が46台、②が12台を見込んでおります。

次に、全体として平常時の歩行者と車両の分離についての表示でございます。図面の灰色の部分が車両の進入可能区域となっており、黄土色の部分が歩行者のみの区域となっております。野球場の外周道路と公園内のその他の園路を車両と分離して結ぶことで、公園利用者の安全が確保できるように設計しております。

また、駐車台数についてでございますが、野球場の整備にあわせて公園利用者の増加が見込まれますことから、以前に比べて増加するように努力してございます。今回の設計案では、サブグラウンドも含めて駐車台数が507台となり、整備前の状況と比較しますと約3割増しの台数が確保できるものと見込んでおります。本日お示ししました駐車台数につきましては、利用形態に変更がなければ大きく変わることはございませんが、今後、詳細設計の中で台数に変更が生じることもございますので、御了解いただきたいと存じます。

最後になりますが、植栽につきましては、整備に伴い桜の木の伐採が必要になりますことから、新たに整備しますところの報告としましては、桜の木の植栽を中心に行いたいと考えています。

以上、「倉田山公園整備の基本設計(案)」について、御説明申し上げます。何とぞ御協議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎広委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御発言はありますか。

よろしいですか。

御発言も・・・、山本委員。

○山本委員

ちょっとお聞きしたいのですが、①のサブグラウンドの機能を移設し、多目的広場・駐

車場等を整備するという中で、①の多目的広場整備と書いてありますよね、これは、この上の①というのは。

◎広委員長

一番下です。一番下のその他のゾーンの①。

○山本委員

Aゾーンの。この上の①とは何なんや。

◎広委員長

一番下です。

○山本委員

この下なんか。ここは、駐車場だけになるんや、そういうことやな。ここは駐車場だけで、グラウンドゴルフはAゾーンに移っていくわけや。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

Dゾーンにありました多目的広場をAゾーンに移設しまして、その周りの駐車場につきましては、新設するものでございます。

申しわけございません、ちょっと図面にも同じように赤の①がございますけど、こちらは既設の駐車場の舗装を予定しております。

○山本委員

わかりました。

◎広委員長

他に、ございませんか。

品川委員。

○品川委員

ちょっと、教えていただきたいのですけれど。

グラウンドですけどね、平常時の一時避難所となっておるんですけれども、一時避難所という……、例えばね、ここで大会が行われておったら、ここへたくさんのお客が来て、そこで避難をされると思うんですけれども、平常時、試合も何もないときの避難所として、

いったい、どこからの人がここへ避難してくるのか。一時避難所として、どこら辺の地区の方がここへ避難してくるのかというのが、少しわからないので。例えば、近隣には学校施設もたくさんありますし、たぶん、いせトピアなんかでもあそこの広いところ何ていうのは一時避難所になり得るところなのかなと思うんですよ。あそこは一時避難所ではないですよというので、ここを一時避難所として指定するのか。特に、市民の方が言われているのは、避難所というのはいったいどこなんだろうと。当然、行政でも、例えば、津波に対する避難所は、今、検討されていますよね。ここにしなさいというようなこと、避難所としてされておるんやけれども。この位置づけというのが、いったい、どこらの人らにここへ避難してくださいよ、と。近くに学校のグラウンドがあっても、そこではないですよということなんですよ。いせトピアでも、あれだけ広いグラウンドがあっても、そこではないですよということを示すのか。そこら辺が、ちょっと一時避難所としての位置づけというのがよくわからないので、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思うのですけれど。

◎広委員長

危機管理課長。

●中居危機管理課長

ただいまの倉田山野球場の一時避難所としての、どちらの地域の方がここへ来られるかということですが、大きな地震等が発生した後の津波が予想される場合の一時避難所ということで、高台等も指定をさせていただく予定であります。ですので、なるだけ、遠くへ、高くへということで、市民の方には周知をしていく予定でありますので、あの近辺の方、浜郷地区の方であったり、遠くは小木とか神社の方もあちらまで行かれるかもわからないのですが、最寄りの高いところへ避難をしていただくというような想定をさせていただきます。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

先ほど言ったいせトピアなんかは、どうなるのかな、いせトピアを越えてここまでいけと言うのか。そうですね。例えば、その日の天候なんかによって、このグラウンド、今度改修されるので、たぶんちょうど観客席の下の辺りが、たぶん雨が降ったときとかそんなんで入れるんですけど、そのキャパもわからないので、だいたい何人ぐらいまでがここへ入れるんやろうな、とか。よそでいくと体育館とかがあれば体育館ですよ。けど、この場合、グラウンドだけで、下のところは何人ぐらいまでここへ詰め込むことができるのかというようなことを、ある程度のことを教えていただきたいなと思うんですけど。

◎広委員長

課長。

●中居危機管理課長

一時避難所ということで考えておりまして、津波が来そうということで、いったん、そこへ避難をしていただいて、落ち着いた時点で、体育館等にまた改めて避難をしていただくというようなことで、まずは津波から逃れて、高いところ、いせトピアであったりとか、近隣の高校も一応、避難所には指定させていただく予定ではあるんですけども、市民の方になるだけ高いところ、たくさんそれはあったほうがいいという考えで、こちらは指定させていただく考えであります。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

ということは、ここは津波対策の、ということで限定していただいて、いいわけですかね、そういうことじゃないのかな。

◎広委員長

課長。

●中居危機管理課長

津波に対する一時避難所ということなんですけれども、中には、やはり雨をしのげるようになっておる関係で、長期滞在、落ち着くまで、そこで避難されるということもあり得るかと考えております。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

ですから、先ほど言ったようにね、雨、風をしのぐのにどれだけのキャパがあるのか、何人の人がそこへ来ていただいて、3日間過ごすか2日間過ごすかわかりませんが、だから、今言うておるのは、津波が来たら引いたら戻ったらいやんかということなんですけれども、なかなかそうはいかんこともありますよね。ですから、ここを一時避難所としてあるんやったら、そのキャパぐらいは、何人ぐらいがここへ受け入れができるかぐらいは、やっぱり把握すべきやと思うんですが。そこら辺だけ。

◎広委員長

課長。

●中居危機管理課長

受け入れ人数等につきましては、今後、詳細設計をしていく中で詰めさせていただきたいと考えております。

○品川委員

結構です。

◎広委員長

避難所につきましては、使用の想定をして、今後、よろしくお願いします。

小山委員。

○小山委員

ちょっと、Aゾーンのところでお聞かせ願いたいのですが。

平常時、多目的広場ということですが、多目的広場の用途の中に野球の練習に使ったりグラウンドゴルフをやったり駐車場に使ったりということですか。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

サブグラウンドを、常時は、野球練習場とかグラウンドゴルフなどに、今も御利用していただいておりますけれども、非常に公園利用者の車両が多いときには駐車場としても利用してございますので、今までと同じような活用の仕方をと考えております。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

そうすると、例えば、ここでグラウンドゴルフの方が借りたいということでグラウンドゴルフの予約といいますか押さえておって、大きな大会もあって、駐車場が足りないので、ここも駐車場に使いたいという……、どんなふうな整理の仕方をされるんですか。

◎広委員長

生涯学習・スポーツ課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

メインのグラウンドとサブのグラウンドの相関性ということでお尋ねいただいております。

当然、大きな大会等、メインのグラウンドで使用する場合には、サブグラウンドを駐車場ということで使用したケースはこれまでも何度かございます。この場合には、サブグラウンドの使用を調整させていただいて、駐車場とするというような手続きをとっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

わかりました。

ちょっと整理しますと、大きな大会があるときは、もうこのサブグラウンドはそういったグラウンドゴルフ等には利用させないと、駐車場オンリーでいくという認識でよろしいでしょうか。

◎広委員長

課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

そういうことで、調整させていただいてということになるということでございます。

◎広委員長

他にございませんか。

工村委員。

○工村委員

2件ほどお聞きしたいと思います。

まず、1件目は、前から少し気になっておったんですけども、伊勢学園高等学校に抜けていく細い道なんですけれども、たぶん、これだけの駐車場のキャパができる、あるいはまた、野球場のほうが改築をされるということになると、非常に車の出入りが激しくなると思います。ここを出るとちょうどカーブになっておって、出るときも入るときも非常に難しい道路になっておりますので、ここを拡幅するなり何かするというような考え方はおもちですか。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

ただいまの御指摘いただきました公園東側の道路の接地のところでございますけれども、こちらにつきましては、確かに非常に視野が悪く、車の出入りに危険な状態も考えられます。そのことから、現在のところ、設計としましては、歩行者用の通路として考えさせていただいておりますけれども、そういった車の出入りにつきましては、今後、関係機関などとも調整をしながら、決定はしていきたいと考えております。

◎広委員長

工村委員。

○工村委員

ありがとうございます。

今、歩行者専用になっておりますけれども、実際ここから降りてくる人結構おりますので、ぐるっと回るということになってくると、だいぶ距離的にも遠いということもありますし、もし避難という形で車が入ってくるようなことになっていけませんので、そこら辺の管理だけ十分にさせていただきたいと思っておりますとともに、今後、こちらのほうから来られる方への入る道として、何とかこれから考えていってほしいなという要望だけさせていただきます。

それから、駐車場が結構ふえるわけなんですけれども、競技場が立派になりますと、バスはどのように対応されるのか、その辺だけ確認だけお願いします。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

お尋ねのバスの進入でございますが、公園の西側ですね、この図面の上になる道路、入口から進入しまして、Aゾーンの駐車場へ入っていただくのが一つのルートとしてあります。もう一つとしましては、23号からCゾーンの駐車場に駐車していただくと、このように考えてございます。

◎広委員長

工村委員。

○工村委員

この図面を見ますと、普通の乗用車の駐車場になっておるんですけども、一応ここへバスを入れるという考え方でよろしいのでしょうか。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

現在の絵としましては、通常の公園利用者のために設けてございますことから、普通車の場所となっております。バスの駐車等におきましては、そういった大会等を開催されますところの判断にもなってこようかと思しますので、そこら辺は運用の中で、ということとでよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎広委員長

工村委員。

○工村委員

今後、その点も詰めていただきますようお願いいたします。

◎広委員長

他に、御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

御発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わります。

【行革実施計画の進捗状況について】

◎広委員長

次に「行革実施計画の進捗状況について」の説明をお願いします。

情報調査室長。

●江原情報調査室長

それでは、お手元の資料2に基づき、御説明申し上げます。

最初に大変申しわけございませんが、1カ所訂正をお願いいたしたいと思ひます。表紙でございます。右肩に総務政策委員協議会資料の日付を「平成23年6月13日」と記載い

たしておりますが、これを「平成 24 年」に訂正していただきますようお願い申し上げます。申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは説明申し上げます。平成 22 年度に第二次伊勢市行財政改革大綱を策定いたしましたところでございますが、この最大の目標でございます「住民満足度の向上」を目指すため、実施計画におきましては、大綱に定めます「財政改善」「情報戦略」「効率化」の 3 つの柱と、それに連なります 12 の基本方針に基づきまして、具体的な取り組みを行っているところでございます。

お手元の資料につきましては、全部で 66 項目の取り組みをお示ししております。

実施計画の平成 23 年度の進行状況及び今後の予定等をお示したものが、本日の資料でございます。

全体で 66 項目ございますが、その状況でございますが、「予定以上に進捗しているもの」が 1 項目、「予定どおり進捗しているもの」が 47 項目、「一部または全部の進捗に遅れ等があるもの」につきましては 10 項目、「計画の変更を行ったもの」につきましては 6 項目、それから平成 24 年度からの「新規取組」が 2 項目でございます。

産業建設委員会の所管の取り組みにつきましては、39 ページから 45 ページに掲載しております 13 項目でございます。13 項目中、予定どおり進捗しているものが 11 項目でございます。それから、「計画の変更を行ったもの」が 2 項目でございます。なお、表記の変更も含めまして計画の変更をいたしておるものにつきましては、年次計画欄等にアンダーラインのあるものでございます。

本日は、「計画の変更を行ったもの」、2 項目につきまして、御説明申し上げます。

それでは、40 ページ下段を御覧ください。

「伊勢志摩総合卸売市場の経営改善」でございます。

本件につきましては、市場の経営改善計画を策定し、財政再建を図るための取り組みを推進しようとするものでございます。

平成 23 年度につきましては、経営改善検討委員会を設置し、経営改善計画を策定するとともに、財政再建を図るための取り組みを進めることといたしておりました。結果といたしましては、設置いたしました経営改善検討委員会で、経営改善計画の策定、活性化事業の取り組み及び財政支援の実施等の協議を行いまして、平成 24 年度には、増資を行うところでございます。

それから、平成 24 年度につきましては、策定いたしました経営改善計画に基づきまして、市場を改善する部会を設置し、効率的な運営についての協議を行うこととする計画に変更いたしましたところでございます。

今後は、さらに経費の見直しに取り組めますとともに、自立経営への転換を図り、民間主導の経営化に向けて、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、43 ページ上段を御覧ください。

「公園管理業務の自治会委託」でございます。

本件につきましては、公園の日常的な管理を地元自治会に委託しようとするものでござ

います。

平成 23 年度につきましては、200 ございます公園の 90%（180 公園）の進捗率を目標に掲げていたところでございますが、130 公園、進捗率は 90.1%でございました。

前年度に御報告申し上げました時には、目標数値を上げていなかったところでございますが、平成 23 年度から目標数値を掲げまして、「計画の変更を行ったもの」に分類したところでございます。

今後も、さらに委託を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、「行財政改革大綱実施計画の平成 23 年度進捗状況について」、御報告申し上げます。よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎広委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。

世古口委員。

○世古口委員

2、3 点お尋ねしたいと思います。

24 年度に増資をするということで既に決定しましたし、ただいまも説明がございました。これに対しまして、利息の関係、削減に向けた、試算的な数値で結構でございますので、どれくらいの数値であげておるのかお知らせ願いたいと思います。

◎広委員長

だれですか。暫時休憩します。

（休憩 午前 10 時 28 分）

（再開 午前 10 時 29 分）

◎広委員長

休憩を閉じ会議を続けます。

世古口委員。

○世古口委員

ちょっと今、わからなければ後ほど資料等の提供といいますか、数字的なことを教えていただければ結構です。

◎広委員長

商工労政課長。

●中村商工労政課長

ただいま資料をおもちしておりませんので、後日資料を提出させていただきますのでよろしく願います。

◎広委員長

後日、資料の提供ということでよろしく願います。

世古口委員。

○世古口委員

それでは、いろいろと説明があったわけですが、以前にも市場の関係でいろいろ説明を聞いております。そうした中におきまして、流通ルートですか、そういったことについて非常に変化が出てきております。そうした中で民営化も含めて、将来進めていきたいということで説明があったわけですが、やはり政策的な面で将来に向けた計画、対応、ここらが非常に大切ではなかろうかなと、私は思っておりますので、この辺につきまして、具体的に、そしてまた現在どのように考えておるのか、政策的な観点につきまして、わかっている範囲でお聞かせ願いたいと覆います。

◎広委員長

商工労政課長。

●中村商工労政課長。

24年度は、市場経営改善計画に基づきまして作業部会等を設置させていただいて、効率的に運用できるようにさせていただきたいと考えております。

例えば、今やっただいております、民間業者さんと一緒にやっただきまして、今野菜等を運んでいただいているコンテナ等の洗浄を一括していただくようなことでコストも下げて、なおかつエコの観点からもそういうような状態で、前へ進んでもらってございまして、経費のかからない、洗ってまたそれをリサイクルに使うという形でも考えてもらっております。まず今はそういうところから始まってもらっています。以上が現状でございます。

◎広委員長

世古口委員。

○世古口委員

非常に情勢を聞きますと、最近の入荷量も少ないし、なかなか市場の経営も厳しさが増してきておるといふのも耳にしております。

そうした中で、旧態依然とした対応をしておれば、将来必ず行き詰まってきて、また増資とかいろいろなことを考えなければいけないような事態も十分予測されますので、その辺につきまして、根本的にどうしていくか、民営化も含めて進めていくということの毅然として

◎広委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

他に発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【一級河川宮川その後の経過について】

◎広委員長

次に、報告案件に入ります。

「一級河川宮川その後の経過について」の報告を願います。

監理課副参事。

●村山監理課副参事

それでは、「一級河川宮川の改修その後の経過について」御報告申し上げます。

資料３－１を御高覧ください。一級河川宮川改修事業の概要及び進捗状況について御説明申し上げます。

「１事業概要」でございます。

事業費は、約 133 億円、事業期間は、平成 16 年度から平成 23 年度でございます。一部の工事を平成 24 年度に繰り越しをして、5 月末に完成しております。

事業内容といたしましては、築堤護岸 3,340 メートル、樋門・樋管 9 カ所、河道掘削約 56 万 8,000 メートル³でございます。

「２事業費」でございますが、これまでの河川改修事業と床上浸水対策特別緊急事業をあわせた総事業費は、132 億 8,000 万円となっております。

「３堤防整備の進捗状況」を御説明いたします。

改修が必要な堤防延長は 3,340 メートルで、そのうち改修済延長は、中島地区 50 メートル、辻久留地区 1,190 メートル、大倉地区 1,100 メートル、佐八地区 500 メートルの 2,840 メートルが完成しており、その進捗率は、85.0%となっております。また、現在改修中の延長は、500 メートルです。なお、樋門・樋管につきましては、9 カ所すべてが完成して

おります。これは、3月31日現在でございます。

2ページを御高覧ください。

堤防整備工事に係る用地取得状況でございます。地権者の皆様の御協力をいただき完了しております。

「4河道掘削の進捗状況」を御説明します。掘削土砂量 56 万 8,000 メートル³すべて完了済みでございます。

河道掘削関係の用地買収につきましては、必要な取得面積 42.7 ヘクタールに対し、契約済み面積が 42.5 ヘクタールで、進捗率は 99.5%でございます。

続きまして、資料 3-2 を御高覧ください。本事業の進捗状況の図面でございます。

右側が上流部、左側が下流部で、黒色の実線部分が本年3月末までに完成した箇所でございます。

赤色の実線は施工中の箇所で、右岸堤防で 500 メートルでございます。この区間も既に完成しまして、6月9日には、浅間堤（松井孫右衛門人柱堤）横の広場におきまして、完成式が執り行われる予定でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、図面の中央付近、黄色及び薄緑色の区域が左岸高水敷利用計画を策定している場所でございます。

それでは、資料 3-1 の3ページにお戻りください。

「5 宮川左岸高水敷利用計画の策定について」、御報告させていただきます。

「①計画策定の経過」ですが、平成 22 年 6 月 11 日の産業建設委員協議会で、宮川左岸高水敷の利用計画策定の進め方を報告させていただきました。昨年の 6 月 7 日の産業建設委員協議会では、土地利用計画素案を報告させていただき、御意見もいただいたところでございます。また、11 月 25 日には、パブリックコメントに対する市の考え方及び未買収用地の内訳を報告させていただきました。

次に、「②宮川左岸高水敷利用計画の課題」でございますが、11 月 25 日の報告では、未買収が 14 筆、面積が 0.3 ヘクタールございましたが、地元の皆様の御協力や地権者の御理解もいただき、8 筆、0.1 ヘクタールの用地買収が進みまして、残りは、6 筆、0.2 ヘクタールとなったところで、面積ベースに対する進捗率は、99.5%でございます。しかし、残念ながら未買収地 6 点が点在している状況となっております。未買収の主な理由は、相続問題、養蜂業者等の適地の問題等があります。これにつきましては、引き続き、国と連携を取り、対応していきたいと考えております。

最後に、「6 宮川右岸堤防改修計画について」、報告させていただきます。

資料 3-3 の航空写真もあわせて御覧ください。

度会橋上流から、JRの宮川橋梁付近でございます。宮川右岸、宮川床上浸水対策緊急特別事業で整備されました堤防は黒の実線で表しております。その下流約 1,200 メートルは、堤防の高さ的なものはありますけれども、堤防断面が不足しまして、平成 16 年 9 月の台風 21 号や平成 23 年 9 月の台風 12 号の洪水時には、「がま」という現象で、漏水がたくさんみられまして、早期の堤防改修が必要となっております。

この区間は国が管理しておりまして、国が施行する右岸堤防の改修事業を円滑かつ迅速に進めるため、国及び地元関係者の相互間の意見調整を図ることを目的といたしまして、協議会を設置いたしましたところでございます。

もう一度、資料３－１の４ページを御高覧ください。

「②宮川右岸堤防改修対策協議会の進め方」でございます。

学識経験者・地元自治会代表・関係機関、12人からなる協議会は、国からの事業の計画の説明を受けて、意見や要望をその事業計画に反映させながら、早期に堤防改修が完了できるように調整を行っていかうということで、進めたいと考えております。

「③協議会の経過」でございます。

平成24年3月1日に第1回宮川右岸堤防改修対策協議会を開催しまして、協議会の設立の趣旨を説明しまして、国からは事業計画の説明を受けて、委員の皆様からは、いろいろな意見を伺ったところでございます。3月28日には、第2回目を開催しまして、事業計画の問題点ということで、この場所は三重県指定の名勝宮川堤の桜、市の天然記念物である境楠もございます。それから、大日権現社という社もございます。それから、堤防をやっていく中では用地買収もかかってくるのではないかと、それともう一つ、一番上になりますけれども、宮川橋付近の取り付けをどのようにするのか、そういうふうな問題点の整理を行いました。今年度に入りまして、4月23日には、第3回の協議会を開催し、解決を必要とする事項はいろいろございますけれども、人命及び財産を水害から守るためには、早期の事業着手が必要であると位置づけ、管理者である国に河川改修に向けて働きかけていく事業計画の方向性を決定していただきました。今後も、国土交通省と連携し、宮川右岸堤防改修に向けて取り組んでいく所存です。

以上、「一級河川宮川の改修その後の経過について」御報告させていただきました。よろしく願い申し上げます。

◎広委員長

ありがとうございました。

本件は報告案件ですが、特に何かありましたら、よろしいですか。

発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢フットボールヴィレッジについて】

◎広委員長

次に「伊勢フットボールヴィレッジについて」の報告をお願いします。

観光事業課長。

●藤井観光事業課長

恐れ入りますが、御報告させていただきます前に資料の追記と訂正をお願いします。

資料４－１の上段右側の棒グラフの縦軸の延使用者数の単位の記載漏れがありましたので、グラフの縦軸に千人と追記をお願いします。また、その下の表のタイトルが「エリア１の利用者の状況」と記載させていただいていますが、「エリア別の利用者の状況」と訂正をお願いします。

それでは、伊勢フットボールヴィレッジについて、御報告いたします。

朝熊山麓フットボール場のエリア３の整備については、本年２月１３日に開催いただきました産業建設委員協議会において、寄贈いただく企業様のご都合により施設工事の着工が遅れることを報告させていただきました。

その後、企業様より工事概要確定の報告があり、去る５月１１日には無事に地鎮祭も行われましたので、本日、確定した工事概要について御報告させていただきます。

まず、平成２３年度における人工芝コートエリア１と天然芝コートエリア２の利用状況について御報告させていただきますので、資料４－１を御覧ください。

左上のエリア別、延使用者数一覧表と、右上の棒グラフを御覧いただきますと、７月、８月、１０月、３月の使用者が多いことがわかります。これは夏休みやスポーツに最適な季節である秋、冬休みに、大会や合宿の開催が多いことからであります。

年間延使用者数は、人工芝のエリア１Ａコートでは３７，２４３人、Ｂコートでは２８，９１１人、天然芝のエリア２Ｃコートでは７，２１７人となっています。

また、エリア別の利用状況を見えますと、市内が６１，３８４人、市外が１万１，９８７人で、市内の利用者が全体の８４％となっています。

最後に年間稼働率でございますが、人工芝コートエリア１については、平成１９年１０月に開設以来好評で、平成２３年度の稼働率はＡコートで８８％、Ｂコートで８５％となっており、土日祝日においては、ほぼ１００％に近い状況となっています。

次に、今年度御寄付いただくエリア３県営サンアリーナ前、人工芝コート２面について、御説明させていただきます。資料４－３の上段が伊勢フットボールヴィレッジ位置図、下段が全体イメージ図、資料４－４の上段がメインコートから見たクラブハウスイメージ図、中段がメインコートから見た観客席イメージ図でございます。

まず、工事概要ですが、発注者は株式会社赤福様で、工事期間は平成２４年６月から平成２５年２月の９カ月間です。

建築概要ですが、建築面積、クラブハウスは約１，０００平米、屋外観覧席は６８３．１平米で、延床面積は９９５．６平米、屋外観覧席は７２１．３平米、高さは約１２．３メートル、規模は地下１階、地上２階、構造は鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造となっています。

次に、サッカーコートの概要でございますが、資料４－２のエリア３平面図を御覧ください。

サッカーコートは、メインコートとサブコートの２面で、２面ともに日本サッカー協会であるＪＦＡ公認の人工芝を使用し、そのうち１面については、国際サッカー連盟の厳しい国際基準に合格した最上級の芝であるＦＩＦＡ２スター推奨の人工芝を予定しており

ます。また、高さ 10 メートル防球ネットを設置し、メインコートには、照明設備や約 900 席のベンチシートを備えたスタンドを整備していただきます。

さらに京セラ株式会社様の御協力をいただき、クラブハウスの屋根に 30 キロワットの太陽光発電パネルを設置します。なお、太陽光発電パネル設置に係る市からの一部負担金 680 万円については、今年 3 月定例会でお認めいただいたところでございます。

次に資料 4－4 の下段を御覧ください。岡本太郎作品、通称「キンさんギンサン」のモニュメントでございますが、著作権を所有する財団法人岡本太郎記念現代芸術振興財団の業務委託先である株式会社現代芸術アトリエと相談をさせていただき、設置場所については、クラブハウスとサンアリーナの間に緩やかな傾斜のあるあいの丘を設け設置することになりました。

最後に駐車場でございますが、東側に 202 台、西側に 311 台、合計で 513 台の駐車場が整備されます。

続きまして、エリア 2 天然芝サッカーコートについてご説明させていただきます。

資料 4－5 のエリア 2 の平面図を御覧ください。少しわかりづらい図面で申しわけございませんが、コート南側の敷地に更衣室棟を整備していただきます。

工期については、エリア 3 にあわせて来年 2 月完成を予定しており、建築面積は 61.6 平米で、延床面積 56 平米、高さは約 3 メートル、木造平家建で更衣室 2 室とトイレが設置されることになります。

続きまして、完成後のオープニングイベントですが、来年の 3 月 2 日土曜日に開催する予定で調整していきたいと考えています。イベント内容については、記念式典、幼稚園児や小学生を対象としたサッカー教室やエキシビジョンマッチ等を予定していますが、詳細内容については、今後、伊勢市サッカー協会やサッカー関係団体等で実行委員会を設立し、検討していきたいと考えています。決定次第、議員の皆さまには改めて御報告させていただきます。

なお、オープニングイベントに係る経費については、3 月定例会でお認めいただいた 100 万円の範囲で予定しています。

来年 3 月に、エリア 3 の人工芝コートが完成すると、朝熊山麓フットボール場は全部でサッカーコートが 5 面となります。今後、市といたしましても、サッカー関係者や、スポーツ誘客に強い旅行会社、大学、高校などと協議し、教育委員会とも連携しながら、全国各地から大会や合宿を誘致できるよう努力していきます。

以上、伊勢フットボールヴィレッジについて、御報告させていただきました。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

◎広委員長

本件は報告案件でございますが、何か特に御発言がありましたら許可いたしますが。

小山委員。

○小山委員

わかっていたら教えてください。資料４－１に利用者の状況が報告されておりますけれども、市外からの利用者の数が１万１,９８７人ですね、これ２３年ですか。この中で宿泊者の数がわかっておりましたら、それと経済波及効果がどの程度あったのか。もしデータが出ておりましたら教えてください。

◎広委員長

観光事業課長。

●藤井観光事業課長

すいません。お尋ねの、まず宿泊者の件数でございますが、以前はサッカー協会さんから資料をいただいております数字を元に試算をしておりましたが、２３年度分につきましては、今整理をしていただいて、この後、いただく形になっておりますが、実は伊勢市のほうで各集大会補助金ということで、補助金制度がございます。２２年度、２３年度のサッカー関係者の宿泊者の集大会補助金の申請でございました。その資料を元に、２２年度、２３年度平均しますと、約３千人の宿泊者がございました。ただ、これ宿泊者といひまして、集大会補助金の申請があったのみでございますが、それ以外にも招待試合、合宿等の集大会の補助対象以外のものもあるかと思いますが、現在のところその部分については把握をしておりませんので、またわかった時点で皆様に御報告をさせていただきます。

もう１点の経済効果の件でございますが、先ほど御説明をさせていただきました、資料４－１のほうから算出をさせていただきました。まず市内の方が６万１千人、約６万人の利用者がございますことから、以前皆さまに御提出をさせていただきました経済効果の試算に基づきまして計算をさせていただきますと、市内の日帰りの利用者につきましては、お一人、２千円ということで前回も試算をさせていただいておりますことから６万人かける２千円で１億２千万円、また宿泊者につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、３千人というのが、今現在確定をしておりますことから、前回の試算に当てはめますと、宿泊者、８,４５０円ということで、単価にあわせると、約２,５００万円になりますので、私どもが宿泊の確認をできる部分でも、宿泊者、日帰り客をあわせまして、約１億４,５００万円程度の経済効果があったと思われますので御理解のほどよろしくお願い致します。

◎広委員長

資料については、後日提出できるということでよろしいですね。

課長。

●藤井観光事業課長

すいません、サッカー協会さんと今調整をさせていただいておりますので、出来次第、

また皆さまに御報告させていただくということで御理解ください。よろしくお願いします。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

まだ、エリア1と2だけ、3ができていませんので、それでもすごい稼働率ですので、これでエリア3ができれば稼働率は下がってくると思いますが、当初に立てられたフットボールヴィレッジ構想の経済波及効果ですね、10年間でこれだけというのは達成できそうでしょうか。

◎広委員長

課長。

●藤井観光事業課長

前回、お示しさせていただきました経済効果につきましては、10年で20億という形でお示しをさせていただいております。

今回宿泊者、私3千人ということで計算をさせていただいただけでも1億4,500万という経済効果もございました。また新しく2面が完成いたしますと従来でございますと東海大会等々の大会しか開催できなかったこともありましたが、5面になりますと、全国大会レベルの大会も開催できるということの期待ももっておりますことから名古屋の方々ににつきましては、今までは静岡、又は堺の方まで行っていたとおったと思いますが、今回伊勢に新しく完成しますと伊勢のほうが近距離ということで有利なことになると思いますので、できる限りそういう方々の誘致に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

他に発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、本日の協議案件はすべて終わりましたので、これをもちまして、協議会を閉会いたします。

(閉会 午前10時56分)